

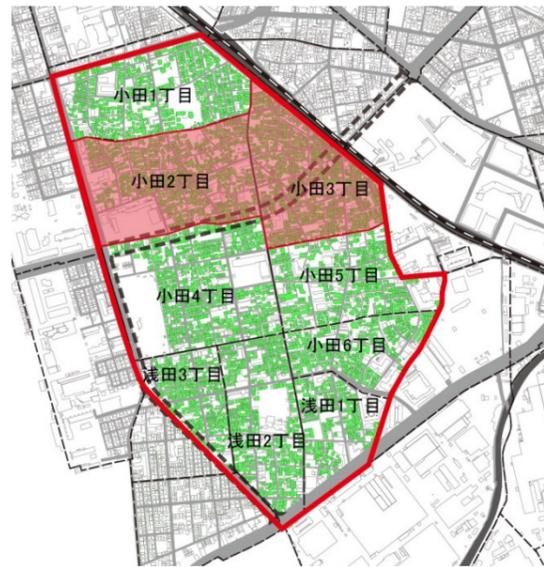
平成29年度
以降の

新たな取組方針(案)を公表しました

川崎市では、川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）などの地震被害想定調査の結果を受けて、人的・物的被害が大きいと想定される地区を対象に、ハード・ソフト両面から重点的に対策を行うため、「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針（案）」を公表しました。

この新たな取組では、平成29年度から対象地区を従来の重点密集市街地よりも拡大するとともに、建物の不燃化を推進するための規制の強化や補助制度の拡充などを行うことを予定しています。

重点対策候補地区（案）の区域



パブリックコメントを実施しています

「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針（案）」に対する意見の募集を、3月18日（金）まで行っています。

次の場所で資料をご覧ください。

- ・川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課（明治安田生命ビル8階）
 - ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー
- 川崎市のホームページでも内容をご覧ください。

（「密集市街地 取組方針」でご検索ください。 ）

説明会やパブリックコメントでの意見をふまえ、平成28年4月までには取組方針を策定・公表する予定です。

新たな取組について説明会を開催しました

「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針（案）」について、小田2・3丁目を含む重点対策候補地区の方々を対象に、2月に小田小学校と浅田小学校において、説明会を4回開催しました。

平日夜間と休日にも関わらず多くの方々にご参加いただき、たくさんの貴重なご意見をいただきました。



説明会の様子

問い合わせ：川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課
電話 044-200-2731（直通）

小田2・3丁目地区

まちづくりだより 54号



KAWASAKI CITY



川崎市まちづくり局市街地整備推進課

発行 平成28年3月

重点密集市街地の改善を進めています

川崎市では、重点密集市街地である小田2・3丁目地区を災害に強い安全なまちにするために、①燃えにくい建物への建替えや②広い道路への拡幅整備に対する補助金の支給、③ポケットパーク（小公園）の整備などを進めています。

本号では、これまでの取組の成果の1つとして、2ページにて不燃領域率の達成状況についてご紹介します。

また、平成29年度以降は新たな取組として、対象区域の拡大と対策の強化を予定していますので、4ページをご覧ください。

現在の対象区域と補助内容等



□ の範囲：燃えにくい建物への建替えに対する補助、ポケットパーク等の整備

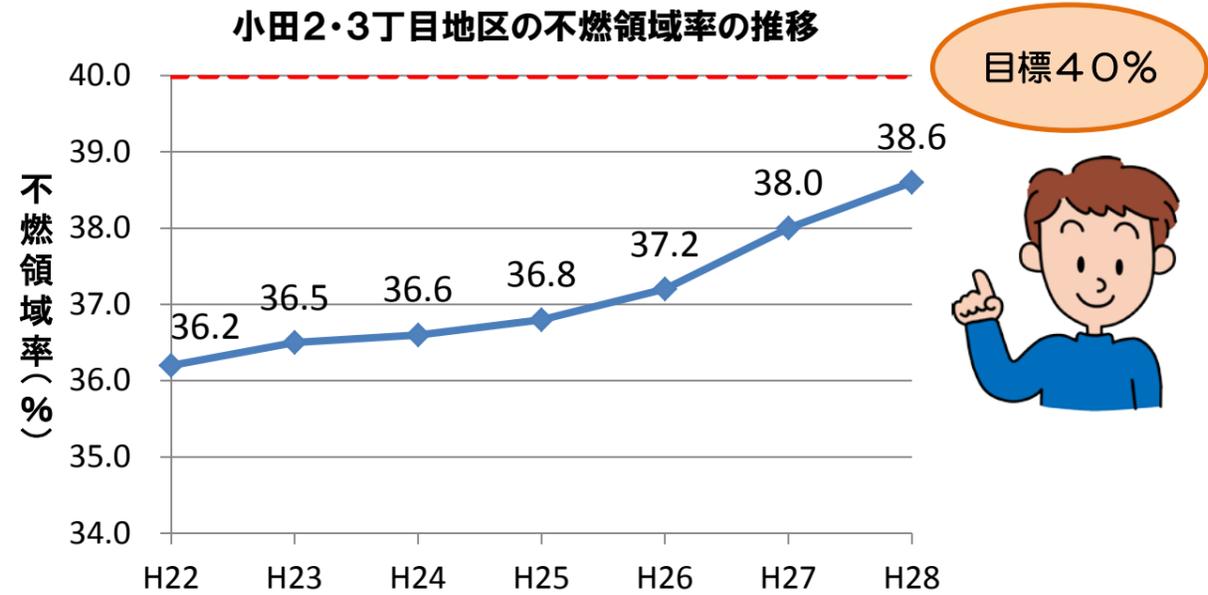
— の範囲：区画道路拡幅促進路線（道路を広げるための支援制度があります）

..... の範囲：区画道路拡幅促進路線・寄付促進路線（道路を広げるための支援制度に加え、私有地を川崎市に寄附してくださる方への奨励金等があります）

密集市街地の改善の状況

小田2・3丁目地区では、建替えに対する補助も活用されて、燃えにくい建物への建替えが進み、不燃領域率が少しずつ改善しています（下記グラフ参照）。

平成28年1月現在の不燃領域率は38.6%となり、目標としている40%達成までにあと一步という状況です。

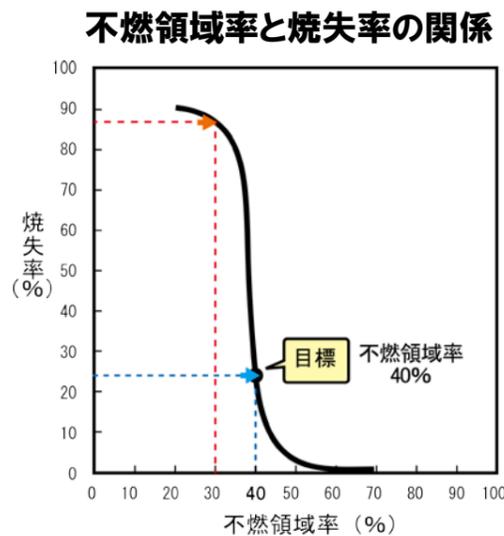


不燃領域率とは

「不燃領域率」とは、まちの火災に対する安全性を表す指標です。

不燃領域率が上がると、焼失率（まち全体の建物のうち、焼失する建物の割合）は低下し、火災が起きた場合の燃え広がりや勢いが緩やかになるため、避難のための時間や避難経路の確保につながります。

不燃領域率は40%前後を境に、焼失率が急激に低下して20~25%程度になるとされており（右グラフ参照）、災害時の安全性が高まることから、市では、重点密集市街地の不燃領域率を40%以上とすることを目標としています。



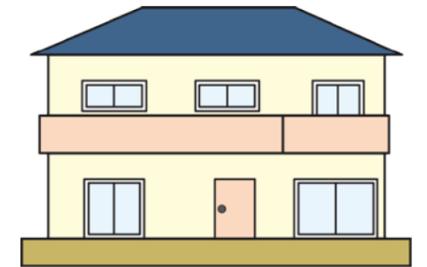
平成28年度末までの主な取組内容

①燃えにくい建物への建替えに対する補助金

耐火建築物・準耐火建築物の住宅に建替える場合に、補助制度があります。

補助金額の例

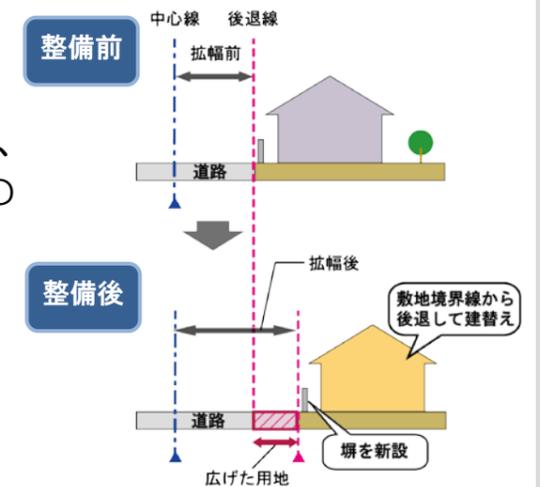
延べの床面積 (㎡)	補助金額
70㎡未満	400,000円
70~90㎡	560,000円
90~110㎡	720,000円
110~130㎡	880,000円



②広い道路への拡幅整備に対する補助金

区画道路（1ページの対象区域参照）で道路の拡幅を行う場合、次の補助が受けられます。

- 区画道路拡幅促進路線：道路を広げるために、敷地の境界線を後退する場合、塀や垣柵等の撤去費と新設費の一部を補助します。
- 区画道路寄付促進路線：道路として広げた部分の土地を市に寄附した場合、奨励金をお支払いします。また、分筆測量費の一部を補助します。



③ポケットパーク等の整備

市が不要な土地を買い取り、ポケットパークとして整備します。



補助制度の活用にあたって、平成28年度は平成29年3月までに工事が完了することが条件となります。

詳細な規定がありますので、まずは担当課（市街地整備推進課）までご相談ください。（問い合わせ先は4ページ参照）